飛騨・世界生活文化センターの指定管理者公募に関する質問及び回答

| | 公募資料名称 | ページ | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 募集要項 | 7 | 指定管理者が管理の業務を行うのにあたって必要となる経費は、県が指定管理者に対して支払う指定管理料と指定管理者が施設利用者から収受する利用料金その他の管理業務関連収入によって賄うこととなりますが、これまでは２億５千万の指定管理料であったのが５千万円と設定された根拠をご提示ください。 | 施設の維持管理に最低限必要となる経費を指定管理料の上限としております。 |
| 2 | | | 旧岐阜県庁舎の利活用では、サウンディング型市場調査で4社から提案を受けた後、特定の事業者に限定せず公募が行われましたが、結果的に応募者は4社にとどまりました。<br>一方、今回の施設では、サウンディング型市場調査で1社から提案を受け、その内容を基に仕様書を作成して公募したとされています。しかし、提案内容が公募条件に反映されれば、提案した事業者が有利となり、他の事業者が応募をためらう可能性があります。<br>そこで、次の点について県の見解を伺います。<br>1.なぜサウンディング型市場調査で提案した事業者と随意契約等を行わず、改めて指定管理者を公募する方式を採用したのか。<br>2.提案内容や県の評価、公募条件に反映した理由について、営業秘密等に配慮しつつ、可能な限り具体的に公開すべきと考えますが、県の見解はどうか。<br>3.特定の事業者に有利・不利が生じないよう、他の事業者にも公平な競争機会を確保するため、どのような具体的な措置を講じているのか。<br><br>サウンディング型市場調査で得られた提案を公募に活用すること自体は有効ですが、その提案が仕様書に反映されることで、提案者が事実上有利になることも考えられます。形式的な公平性だけでなく、実質的な公平性と透明性をどのように確保しているのか、具体的な説明を求めます。 | 「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（国土交通省）」に基づき広く全国の事業者を対象に実施した飛騨・世界生活文化センターの利活用に関するサウンディング型市場調査では、指定管理者による柔軟な施設の利活用を可能とし、その利活用のために必要な指定管理期間が確保されることで、県の財政負担を大幅に低減し、飛騨地域の賑わい創出に資する利活用の可能性を確認することができました（調査結果は、提案者の競争上の利益に配慮した範囲で、岐阜県庁ホームページ（https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/518947.html）で公表しています。）。<br>　このため、飛騨・世界生活文化センター条例（平成１２年岐阜県条例第６３号）第１０条第１項の規定に基づき指定管理者の募集を行うこととし、募集に当たっては、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、募集要項において、貸出対象施設を含む施設の改修、用途の変更、設備の追加等を伴う自主事業の提案を可能とし、指定管理期間を１５年としています。<br>　また、公募に当たっては、多くの申請者の皆様から、自由で柔軟な御提案を幅広くいただくことを目指して、特定の事業者や事業内容に限定した仕様とせず、指定管理者の募集を行うこととしました。<br>　指定管理者の選定は、岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン（岐阜県総務部管財課）に基づき、客観性、専門性、公平性及び透明性を確保するため、公共政策、経営能力判断、維持管理、施設経営、県民協働等の視点から選任した外部の有識者で構成する「岐阜県指定管理者制度等運用委員会」において審査することとしており、審査のさらなる透明性を確保する観点から、委員の氏名並びに所属団体及び役職を岐阜県庁ホームページ（https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8060.html）において公表しています。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 | | | 申請書類の作成にあたり、現地説明会以降も施設の内覧（現地確認）を随時行うことは可能でしょうか。可能な場合は、申込方法、日時の調整方法、立入りできる範囲（バックヤード、機械室、屋上等を含む）及び写真撮影の可否をお示しください。 | 来館者が通常立入りできる範囲については、休館日を除く令和９年３月３１日までの間、自由に現地確認を行うことができます。<br>また、来館者が通常立入りできない範囲（バックヤード、機械室、屋上等）は、職員の立会いを要しますので、次のとおり申し込みを行ってください。<br>なお、申請書類の作成に必要な現地確認は、この御質問をいただいた方に限らず、申請を検討されている者であれば、お申込みをいただけますが、日程については、施設の運営状況や立会いを行う職員の都合により、御希望に沿えないことがありますので、あらかじめ御了承ください。<br><br>（申込先）<br>〒５００－８５７０<br>岐阜市薮田南２丁目１番１号　岐阜県庁舎９階<br>岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課文化施設係<br>（申込方法）<br>飛騨・世界生活文化センターの指定管理者募集に関する質問票（別記第１号様式）を利用し、次の①から③までを記載の上、令和８年１１月２６日（木）までに電子メール（c11146@pref.gifu.lg.jp）で申し込みを行ってください。<br>①現地確認を希望する目的（施設の改修を伴う提案に限る。）<br>②現地確認を希望する施設の範囲（申請書類の作成に必要な範囲に限る。）<br>③現地確認を希望する日時（令和８年１１月２７日（金）までの間で、できるだけ多くの候補日時を記載してください。） |
| 4 | | | 現指定管理者の従業員（業務委託により配置されている人員を含む）に対し、次期指定管理者として雇用を検討するための意向調査（アンケート）を実施することは可能でしょうか。可能な場合は、実施できる時期（申請前か、優先交渉権者の決定後か）と、実施方法（県を通じて行うか等）をお示しください。 | 申請者がその申請の内容（人員配置計画等）について相談を行ったと解される場合は、その相談の相手方の属性及び時期によっては、指定管理者の申請資格を喪失する行為に該当する可能性がありますので、飛騨・世界生活文化センター指定管理者募集要項を御確認いただきますようお願いいたします。<br>【参考】　飛騨・世界生活文化センター指定管理者募集要項の第６<br>（４）指定管理者候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体と申請の内容又はその意思について相談を行ったこと。<br>（５）指定管理者候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体に対して申請の内容を意図的に開示したこと。 |